

(2) 課税対象とならない軽油に関する調

(単位:キロリットル)

区 分		免税軽油使用者数等	数 量
法第144条の5 関係	輸 出 税 出 済	1	338
	課 税	51	73,546
	小 計 ①	52	73,884
法第144条の6 関係	化 学 工 業	-	-
	石 油 製 品 製 造 業	-	-
法附則 第12条の2の 7 関係	船 舶 等	1,072	8,292
	航 路 標 識 等	5	564
	鉄 道 用 車 両 又 は 軌 道 用 車 両	4	1,712
	農 業 等	9,414	8,045
	林 業 等	56	2,172
	陶 磁 器 製 造 業	-	-
	セメント製品製造業(生コンクリート製造)	24	452
	生コンクリート製造業	6	109
	電 気 供 給 業	1	1,923
	地 熱 資 源 開 発 事 業	-	-
	鉱 物 の 掘 採 事 業	94	19,227
	と び ・ 土 工 工 事 業	18	1,531
	鉱 さい バ ラ ス 製 造 業	1	376
	港 湾 運 送 業	8	1,659
	倉 庫 業	16	292
	貨 物 運 送 取 扱 事 業 等	3	47
	鉄 道 貨 物 積 卸 業	-	-
	航 空 運 送 サ ー ビ ス 業	5	203
	廃 棄 物 処 理 事 業	11	604
	木 材 加 工 場 業	39	1,410
	木 材 市 場 業	3	26
バ ー ク た い 肥 製 造 業	5	503	
索 道 事 業	8	323	
ゴ ル フ 場 業	-	-	
小 計 ②	10,793	49,470	
ア メ リ カ 合 衆 国 軍 隊 関 係 ③		1	24
外 国 公 館 等 の 暖 房 用 ボ イ ラ ー 関 係 ④		-	-
合 計 (①+②+③+④)		10,846	123,378

(注)

1 「林業等」には、素材生産業を含む。

2 法第144条の5関係及びアメリカ合衆国軍隊関係の「免税軽油使用者数等」欄には、平成26年2月末日現在における該当特約業者等の数を、法第144条の6及び法附則第12条の2の4関係の「免税軽油使用者数等」欄には、平成26年2月末日現在における免税軽油使用者数をそれぞれ記載した。

(単位:リットル, 千円)

北部	栗原	東部	登米	気仙沼	県 計
-	-	-	-	-	19
11	8	8	7	8	212
11	8	8	7	8	231
9,752,215	35,871,569	48,390,152	9,094,489	24,407,824	1,875,482,800
1,656,570	13,357,358	13,956,143	2,904,538	3,576,396	956,025,657
8,095,645	22,514,211	34,434,008	6,189,952	20,831,427	919,457,143
58,427	11,834	193,989	107,118	105,640	1,246,109
8,154,071	22,526,045	34,627,997	6,297,069	20,937,067	920,703,252
261,745	723,086	1,111,559	202,136	672,080	29,554,573